

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和 60 年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成 18 年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2 分の 1 から 3 分の 1 へと引き下げられているところである。

また、昨年 4 月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、30 年ぶりに 40 人学級を見直し、小学校 1 年生の学級編制の標準が 35 人に引き下げられ、さらに、附則において、小学校 2 年生から中学校 3 年生までについても、少人数学級を順次拡大し、必要な財源確保を目指すとされたところである。

地方自治体の財政状況に左右されることなく、全ての子どもたちが等しく教育を受けられ、教育水準の維持向上を図るようするためには、国として教育予算を充実させることが重要であり、また、教職員定数改善計画の早期策定及び実施が望まれるところである。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算について地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するほか、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、復興需要等を背景に、景気回復の動きが見られる一方、欧州政府の債務危機を巡る不確実性が高まり、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しており、雇用情勢についても、持ち直してはいるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、昨年 10 月には神奈川県地域別最低賃金が引き上げられたところであるが、労働者の非正規化など就業形態が多様化している状況において、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障するものであり、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットとして、その重要性は高まっているところである。

よって、国におかれては、平成 24 年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、正規の職員・従業員の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議においては、生活保護との整合性が明確にされたことから、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書

国民が豊かで安心できる生活を送る上で、住宅は人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、居住の安定の確保は、豊かな国民生活を実現するために極めて重要な課題である。

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を巡っても、当該方針では、独立行政法人都市再生機構について、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討するとともに、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得るとしているため、当該法人の賃貸住宅の居住者は、今後の居住の安定が確保されるのか大きな不安を抱いているところである。

一方で、高齢者世帯や要介護者等の増加、障害者が自立して生活できる環境づくり、子育て世帯に適した広さや性能の賃貸住宅確保に対応するため、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住環境を整備することにより、その居住の安定の確保を推進することが求められている。

よって、国におかれては、民間・公共住宅の区別なく最低限度の居住の保障に関する住宅政策を確立し、住宅市場の中で住宅を確保することが困難な人々がそれぞれの事情に適した住宅の確保を可能にする住宅セーフティネットを強化することにより、それぞれの住民や地域に即した居住の安定を確保されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
国土交通大臣

東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

東京電力株式会社は、今年4月からの事業者向け電気料金の値上げに続き、7月1日から家庭向け電気料金を平均10.28%値上げする案を国に申請している。

国主催の公聴会では、「1兆円という途方もない規模の公的資金を投入するのに、電気料金を上げることは許せない」、商店街からの「規模の小さな事業者は値上げ分を価格に転嫁できず、経営が厳しくなる」など多くの反対意見が上げられており、相次ぐ値上げは、中小企業・商店の営業と個人消費を一層停滞させ、国民生活と日本経済を悪化させる要因になりかねない。

一方、東京電力の家庭向け電力は、全販売量の38%であるにもかかわらず、営業利益に占める割合は91%に上り、全販売量の62%を占める事業者向け電力で生じた赤字を家庭向け電力の利益で補填しているのが近年の実態となっている。

また、東京電力は、発電に要した費用を全て電気料金に反映させる総括原価方式を採用しているが、日本の電力業界は、液化天然ガスなどを世界最高の高値で輸入している上、国の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」は、東京電力の電気料金算定の基礎となる見積りが直近10年間で実際の費用より6,186億円も高かったことを指摘しており、さらに今回の値上げの要因の中には福島原子力発電所の事故対策費用が含まれているともされ、このような値上げを国民に押し付けることは許すことができない。

よって、国におかれては、東京電力が申請している今回の家庭向け電気料金の値上げによる国民生活への影響を回避するための方策に万全を期されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

経済産業大臣

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年に北朝鮮が日本人の拉致を認めてから、5人の被害者とその家族の帰国以外は、全く事態が進展しておらず、北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者の苦しみと、日本の地で帰りを待つ御家族の苦痛は筆舌に尽くし難い。

また、北朝鮮による拉致被害者として国が現在認定している17人以外にも、いわゆる特定失踪者を含め、北朝鮮によって拉致された可能性を否定できない未認定者も多数存在しており、真相究明が求められているところである。

しかしながら、平成18年以降、国は、首相を本部長とする対策本部を設置し、担当大臣を任命して被害者の救出に取り組んでいるものの、これまでのところ具体的成果を上げることができていない。

拉致問題は、重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもない。本市にとっても、市内に拉致被害者の御家族がお住まいであり、一日も早い解決が待たれている。

このような状況の中、北朝鮮では昨年末に、最高指導者である金正日が死亡し、新体制へ移行したが、「拉致問題は解決済み」との主張を繰り返し、誠意ある対応を示してこなかった金正日が死亡したことは、後継である金正恩政権が不安定な状態であることと合わせ、拉致被害者救出の好機となり得ることから、国は、この機を逃さずに金正恩政権に強く働きかけ、北朝鮮を実質的交渉の場に引き出すべきである。

一方、指導者の交代による混乱で、拉致被害者に危害が及ぶことへの懸念もあることから、それに備えた対策も早急に検討しなければならない。

よって、国におかれては、この指導者交代の機を捉え、北朝鮮に対し我が国の姿勢を示し、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

拉致問題担当大臣

防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書

我が国では、高度経済成長期から道路や橋りょう、上下水道、港湾など社会インフラの整備が急速に進み、建築後数十年が経過した現在、それらの老朽化が進行している。

例えば、国土交通省が設置した道路橋の予防保全に向けた有識者会議は、平成27年には6万もの橋りょうが建築後40年を経過し、劣化損傷が多発する危険が高まっていることを指摘しており、首都直下型地震等の発生が懸念される中で、社会インフラの老朽化対策は、喫緊の課題となっている。

一方、災害が起きる前に、老朽化した社会インフラへの公共投資を行うことは、防災機能の向上を図ることができ、必要な公共事業として、実施を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、社会インフラを安全・安心なものに再構築し、経済の活性化及び雇用の創出を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院、社会福祉施設などの地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

地方税財源の充実確保を求める意見書

急速な高齢化の進展に伴い、国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、地方自治体における安定した財源の確保が重要である。

また、経済状況が停滞する中で、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす地域のセーフティネットとしての役割は一層重要となっており、特に、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などが雇用確保に結び付けられるよう、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

現在、国と地方の間の税配分が6対4となっているが、地方交付税等を反映した税の実質配分は2対8と逆転しており、今後、地方が求められている役割を果たし、また、真の分権型社会を実現するためにも、国と地方の税配分を見直していくことが必要である。

よって、国におかれては、平成25年度予算の編成に向けて、地方税財源の充実確保のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療や介護及び子育て支援の分野の人材確保など少子高齢化への対応、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要に見合った地方税財源を確保すること。
- 2 基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税配分をまずは5対5となるようにすること。さらに、真の分権型社会の実現に向けて国と地方が分担すべき役割を明確にして、新たな役割分担に応じた税配分となるように地方税の配分割合を高めることを検討すること。
- 3 国庫補助負担金及び国直轄事業負担金について、対象となる事業を地方の役割とする場合は、必要経費の全額を税源移譲する方向で見直しを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が本年7月1日に施行されることにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるが、この制度が効果を発揮することにより、電力を利用する消費者も一緒に設備投資に必要なコストを負担して、社会全体による再生可能エネルギーの普及・拡大が実現されることが期待されている。

しかしながら、再生可能エネルギーの導入に当たっては、風力発電における送電網の増設など施設整備の強化や、メガソーラーの適地を円滑に確保するための制度改革、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化などが課題として挙げられており、その促進に向けての環境整備が不十分であるとされている。

一方、平成22年度エネルギーに関する年次報告によると、原油や石炭などの化石資源や再生可能エネルギーを始めとする1次エネルギーの中で、再生可能エネルギーが占める割合がヨーロッパなどの先進地域と比較して我が国は低く、その更なる導入が急務となっている。

よって、国におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性のある買取制度の実現に向けて、十分な環境整備を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 省エネや環境関連投資の促進を図る減税措置を拡充すること。
- 2 再生可能エネルギーの買取価格と期間について、設定ルールを明確にし、それらの長期的な見通しを示して制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギーの発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣

意見書案第16号

尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 竹間 幸一 |
| | 〃 | 市古 映美 |
| | 〃 | 石川 建二 |
| | 〃 | 宮原 春夫 |
| | 〃 | 石田 和子 |
| | 〃 | 斉藤 隆司 |
| | 〃 | 佐野 仁昭 |
| | 〃 | 井口 真美 |
| | 〃 | 勝又 光江 |
| | 〃 | 大庭 裕子 |
| | 〃 | 猪股 美恵 |

尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書

日本の尖閣諸島の領有について、中国は「日清戦争に乗じた不当な領有」として、尖閣諸島を自国の領土と主張しているが、日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による侵略とは全く性格を異にする正当な行為であるとともに、国際法上の先占の法理に基づいた歴史的にも国際法上も明確な根拠があるものである。

しかしながら、このような国家間で意見の相違がある問題については、何より対話によって解決を図る外交的努力が重要であり、平成23年12月の日中首脳会談においても、東シナ海を「平和、協力、友好の海」にするための協力を推進することを確認しており、尖閣諸島問題もこうした外交的努力を継続して解決を図るべきである。

また、この尖閣諸島領有問題をめぐっては、日本の国会議員や自治体首長などによる突出した政治的行動や言動が相次ぎ、中国側の同様な行動も報道されているが、こうした領土問題をめぐった緊張を高める行動や言動は、この問題の解決を遅らせるだけでなく、日中間の「戦略的互惠関係」の推進にも歯止めをかけ、さらには東アジアの平和と安定を損ないかねないものであり、慎まれるべきである。

よって、国におかれては、尖閣諸島領有問題の平和的解決に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 尖閣諸島に対する日本の領有の歴史上及び国際法上の正当性を、国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張すること。
- 2 領土問題において事態をエスカレートさせ、緊張を高める対応を行うのではなく、対話を最優先して平和的に解決するための対応を行うこと。また、中国に対しても同様の対応を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

意見書案第17号

尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法の上でも疑いのないところであるが、中国が不当に領有権を主張している。

このまま放置すれば、我が国の領土保全是極めて不安定な状況になるおそれがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し、「尖閣を守る」との国家の意志を明確に示す必要がある。

また、我が国は、世界第6位の排他的経済水域面積を有しており、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも、国境となる離島の保全・振興及びこれらのうち無人島となっている島の適切な管理を進め、とりわけ尖閣諸島に関しては、早急に諸般の現地調査を行うとともに、我が国の船舶の安全航行と漁業関係者の安全操業のため、灯台の設置、避難港の整備などに取り組む必要がある。

よって、国におかれては、海洋国家日本の国益を保全するため、次の事項について速やかに実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 我が国の領土と主権を確固とした態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに行うこと。
- 2 我が国の領土主権、排他的経済水域等を保全するため、特に重要な離島の振興に当たり、特別な措置を講ずるための新法を制定すること。
- 3 我が国の領土主権、排他的経済水域等の保全上重要な無人島について、国による買取りや土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
国土交通大臣
防衛大臣

意見書案第18号

原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 竹間 幸一 |
| | 〃 | 市古 映美 |
| | 〃 | 石川 建二 |
| | 〃 | 宮原 春夫 |
| | 〃 | 石田 和子 |
| | 〃 | 斉藤 隆司 |
| | 〃 | 佐野 仁昭 |
| | 〃 | 井口 真美 |
| | 〃 | 勝又 光江 |
| | 〃 | 大庭 裕子 |
| | 〃 | 猪股 美恵 |

原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書

今般、野田佳彦首相は、記者会見で関西電力株式会社の原子力発電所である大飯発電所を再稼働すべきと判断すると表明した。

しかし、その内容は、次のとおり国民の命と安全を危険にさらすものと言わざるを得ず、到底納得を得られるものではない。

第1に、福島原子力発電所の事故の原因究明がなされておらず、安全対策が不十分である。免震重要棟とフィルター付きベント設備は、3年後にならないと設置されず、また、原子力発電所をどのような地震・津波が襲う危険があるのかも明らかにされていない。

第2に、計画停電で国民生活が混乱すると言いながら、その原因となる電力不足について具体的根拠を示していない。夏場の電力需給について、需要のピーク時はどれくらいの時間帯・日数にわたるのか、原子力発電所を稼働しない場合に他の発電方法の活用や電力融通、節電などによって、どれだけ需要を減らし、供給を増やせるのかといったことが明らかにされていない。

第3に、原子力発電を「重要な電源」と位置付けて再稼働の判断をしたとのことであるが、この考えは、今後の原子力発電所の継続的な運転に道を開くものである。

よって、国におかれては、大飯発電所の再稼働の方針を撤回するとともに、今後のエネルギー政策において、原子力発電所の再稼働や継続的な運転を前提とするのではなく、原子力発電からの脱却を決断し、代替エネルギーの利用を進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

経済産業大臣

意見書案第19号

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 竹 間 幸 一 |
| | 〃 | 市 古 映 美 |
| | 〃 | 石 川 建 二 |
| | 〃 | 宮 原 春 夫 |
| | 〃 | 石 田 和 子 |
| | 〃 | 斉 藤 隆 司 |
| | 〃 | 佐 野 仁 昭 |
| | 〃 | 井 口 真 美 |
| | 〃 | 勝 又 光 江 |
| | 〃 | 大 庭 裕 子 |
| | 〃 | 猪 股 美 恵 |

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書

報道によれば、県の財政再建策を検討している有識者による「神奈川県緊急財政対策本部調査会」は、警察及び学校を除く全ての県有施設を「3年間で原則廃止」、県から市町村への補助金等も「全て一時凍結して見直す」との方向性を打ち出し、今年7月に「中間まとめ」として明文化し、知事に提言するとされている。

原則廃止の対象となる県民利用施設及び出先機関については、合計で約240施設にも上り、川崎市内の施設では、県立川崎図書館、県立東高根森林公園、3つの県税事務所、パスポートセンターなどが対象となっている。

また、団地の集約化や市町への移譲など見直しの検討対象となっている県営住宅は、川崎市内に約4,000戸も存在している。

これらの県有施設が、3年間で原則廃止とされ、廃止・移譲・統合等が行われれば、本市の市民生活と行財政に重大な影響をもたらすものとなる。

一方、県から市町村への補助金等約385億円、119事業が、見直しの対象となっていることも看過できない。

本市における県からの補助金等は、子育て支援対策臨時特例交付金事業費補助、緊急雇用創出事業費補助、重度障害者医療費給付事業費補助など多岐にわたり、本市の平成24年度予算では総額約65億円に上る。

国の基金を財源とする補助金等もあるものの、これらが報道のとおり、削減・廃止・凍結されるようなことになれば、市民のための福祉施策と市財政への影響は、計り知れないものとなる。

よって、県におかれては、本市を始め、県内市町村の市民生活と市町村財政に極めて重大な影響をもたらすこととなる県有施設の廃止・移譲・統合等と、県から市町村への補助金等の削減・廃止・凍結といった見直しを行われぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て